

史跡の保存・活用の担い手と地域社会との関わり： 茅ヶ崎市国指定史跡「下寺尾官衙遺跡群」を構成する七堂伽藍跡を事例に

著者	須田 英一
出版者	法政大学多摩論集編集委員会
雑誌名	法政大学多摩論集
巻	35
ページ	67-81
発行年	2019-03
URL	http://doi.org/10.15002/00021716

史跡の保存・活用の担い手と地域社会との関わり

— 茅ヶ崎市国指定史跡「下寺尾官衙遺跡群」を構成する七堂伽藍跡を事例に —

須田 英一

はじめに

七堂伽藍跡（下寺尾廃寺）の碑の前に立つたびに、遺跡を守りこの碑を建てた地域の人々の思いがひしひしと伝わってくる。古くから地元では古代寺院であると認識されていた。石碑は1957（昭和32）年12月15日に地元住民や郷土史家等142名が中心となり発起、建立された⁽¹⁾。七堂伽藍跡は、現在では高座郡衙跡と共に国史跡「下寺尾官衙遺跡群」を構成する、茅ヶ崎市民にとって貴重な地域文化遺産の一つである。同時に国史跡となった川崎市「橘樹官衙遺跡群」と共に、神奈川県下ではその整備活用事業の動向に熱い目が注がれている。

従来文化財の保存・活用は文化財保護法に基づき、文化財所有者等の協力を得ながら、行政主導で行われてきた。近年、文化財として史跡の保存・活用に地域社会の人々が非常に積極的に、かつ広範に支援を行っていきこうという意識が高まってきている。その背景には1990年代の国の文化財政策の大幅な転換や、全国各地での文化財を活かしたまちづくりの実践、NPO法人等新たな文化財支援団体による保存・活用事業への参画等が挙げられる（馬場2001）。そのため、史跡の保存と活用を考えていく場合、地域社会に暮らす人々の理解と協力なくして史跡としての保存と活用は厳しくなっており、地域社会のとの関わりを抜きに論じることができない状況にある（馬場2011）。

現在茅ヶ崎市において、下寺尾官衙遺跡群の保存と活用に市民の積極的な参画が見られるが、七堂伽藍跡の保存を歴史的に振り返ってみても、やはり戦前期より在野研究者や地域社会の人々が積極的に遺跡の保存や活用に関わっていたことがわかる。1997年に刊行された『下寺尾寺院跡の研究』（下寺尾寺院跡研究会編1997）では、下寺尾寺院跡の調査・保存の歴史の画期として3つ挙げている。1

番目が1941（昭和16）年の石野瑛による茅ヶ崎市内の史跡めぐりと講演会の開催であり、2番目が1957（昭和32）年の鶴田栄太郎の尽力による七堂伽藍跡碑の建設であり、3番目が建碑より21年後の1978（昭和53）年の茅ヶ崎市史編纂のための岡本勇による試掘調査の実施である。そこで、これらの画期に着目しながら、地域社会への文化財の認識がどのような契機により形成されてきたのかを、保存と活用の担い手と地域社会、地域文化財保護政策との関わりという観点から考察することとした⁽²⁾。

そのため本稿では、まず下寺尾官衙遺跡群の概要を述べ、前2者の画期を対象とし、該期の県下における文化財保護政策の展開を踏まえて、関連する社会を取り巻く状況等を振り返りながら、七堂伽藍跡の保存と活用をめぐる地域における担い手の動向を明らかにし、最後に今後の史跡の整備活用に向けた地域社会との関わりについて考えてみたい。

なお、本稿は七堂伽藍跡建碑60周年記念事業として2017年12月17日に開催された記念シンポジウム「未来につなぐ文化財－七堂伽藍跡碑に込められた想い－」における報告（須田2017）を基に加筆修正したものである。

1. 国史跡「下寺尾官衙遺跡群」の概要

七堂伽藍跡は高座郡衙跡と共に国史跡「下寺尾官衙遺跡群」を構成する遺跡であるが、まず下寺尾官衙遺跡群の位置と立地、国史跡指定に至る経緯の概要から記すことにする⁽³⁾。

下寺尾官衙遺跡群は、神奈川県茅ヶ崎市下寺尾に所在する相模国高座郡衙（西方遺跡）、下寺尾廃寺（七堂伽藍跡）等を中心とする複数の遺跡から構成される。市内の北西部にあり、相模湾より北に5km、相模川から東に2.5kmの地点に位置し、寒川町と接している（図1）。茅ヶ崎市の地形は、大きく北部の台地・丘陵地形、南部の砂州・砂丘及び自然堤防を中心とした沖積地形に分けられる。高座郡衙が所在する西方遺跡は、西に向かい舌状に延びる平坦な台地に立地し、標高は約13mである。下寺尾廃寺（七堂伽藍跡）は台地と駒寄川との間に形成された砂州や凹地部分に立地し、標高は台地と比較して約5m低い。

下寺尾官衙遺跡群の調査・保存の動きについて、七堂伽藍跡は前述した3つの



図1 遺跡群の位置 (茅ヶ崎市教育委員会編 2015)



写真1 「七堂伽藍跡」碑（筆者撮影）

画期を以て捉えることができるが、2番目の画期となる石碑の存在が遺跡の周知や現地訪跡者の増加をもたらし（写真1）、3番目の画期へとつながっていった（大村2018）。1978（昭和53）年の岡本勇による調査において、寺院として考古学的な確証を得るに至り（岡本1978）、茅ヶ崎市では2000（平成12）年度から七堂伽藍跡を重要遺跡として捉え、保存に向けて調査を開始した。さらに開発事業による周辺での調査でも、関連施設の発見があった。一方、高座郡衙は七堂伽藍跡の調査が開始された2年後の2002（平成14）年に、県立茅ヶ崎北陵高校建替えに伴う事前調査で発見され、高座郡の郡衙であると判断され、郡庁院・正倉院・館等郡衙を構成する建物の存在も明らかにされた（財団法人かながわ考古学財団2003）。そうした内容の重要性から、市民・研究団体から保存を求める声があがり、神奈川県も事業計画の見直しを図り、現状保存することとなった。

こうして、比較的限定された範囲に郡衙や郡寺をはじめ、関連する遺跡が調査を通じて明らかにされ、下寺尾官衙遺跡群は官衙の全体像や、成立から廃絶までの変遷を把握することができ、古代における地方官衙の構造や立地を知る上で重要な遺跡であると評価され（図2）、2014（平成26）年には文部科学大臣に史跡指定に向けた意見具申がなされ、翌2015（平成27）年3月10日に遺跡群の中心部



図2 七堂伽藍跡遺構配置図（茅ヶ崎市教育委員会編 2015）

が国史跡に指定された。

2. 石野瑛による茅ヶ崎市内の史跡めぐり・講演会の開催と地域文化財政策

(1) 神奈川県文化財政政策の展開と社会的背景

まず戦前期における神奈川県文化財政政策の展開について概観しておく⁽⁴⁾。神奈川県において、遺跡をはじめとする史蹟名勝天然記念物の保護政策が開始された時期はよくわかっていないが、1915（大正4）年の県議会で審議された翌大正5年度予算書中の「名勝旧蹟保存補助費」であると考えられる。翌1916（大正5）年に「名勝旧蹟保存費補助規定」が制定され、県内の名勝旧蹟の保存に公費を以て補助できることとなった。

県内の史蹟名勝天然記念物に調査・研究を実施する「神奈川県史蹟名勝天然記念物調査会」（以下「県調査会」）が設置されたのは1930（昭和5）年3月のこと

須 田

表 1 神奈川県史蹟名勝天然記念物調査会名簿（設立時）（須田 2014b）

役職	氏 名	役 職
会長	九鬼三郎	学務部長
副会長	長岡喜一	社寺兵事課長
委員	佐藤善次郎	神奈川高等女学校長
	石野 瑛	県立横浜第二中学校教諭
	北村包直	横浜高等女学校副校長
	松野重太郎	県立横浜第一中学校教授嘱託
	堀江重次	県立小田原中学校教諭
	吉岡正雄	県立厚木中学校教諭
	赤星直忠	神奈川県師範学校訓導
	中山每吉 栗原清一	
書記	加城 鍛	神奈川県属
	山田寅元	神奈川県属

である（表 1）。9 名の委員が委嘱されたが、彼らは専門の歴史研究者ではなく、中学校や高等学校の教員がほとんどで、郷土史等の分野に詳しい人物であった。以後、県調査会は県下の史蹟名勝天然記念物の保存に努めていくことになり、各分野の組織的活動が活発化していく。県調査会の調査成果は、神奈川県が発行する『史蹟名勝天然記念物調査報告』に掲載されていく。

また、1930（昭和 5）年の暮れには、「史蹟名勝天然記念物保存協会神奈川支部」（以下「県支部」）も設置された。史蹟名勝天然記念物保存協会そのものは、1911（明治 44）年 12 月に設立された民間団体で、その活動が 1919（大正 8）年の「史蹟名勝天然記念物保存法」の法制化実現への原動力となったが、1925（大正 14）年には事務所が内務省大臣官房地理課に移り、同協会の活動は政府事業と一体化し、国家との結びつきを強めていく。つまり、文化財が国家的に国民の民族意識高揚の一つの役割を担っていたのである。県調査会の委員の多くが、県支部の役員を兼任し、県支部の事務局も県内に置かれたことから、県支部は県と関係の深い半官半民組織であったことがわかる（須田 2014b）。この県支部は見学会等の普及事業を実施した。地域における史跡名勝等への関心の高まりの要因の一つに、こうした地方支部の設置が挙げられる。

(2) 石野瑛と郷土研究団体による文化財の保存活動の展開

以上の神奈川県文化財政策の展開と軌を一にしていたのが、様々な郷土研究団体の活動である。在野研究者である石野瑛等を中心として「武相考古会」（1922年設立、機関誌『武相研究』刊行）、「神奈川県中等学校歴史研究会」（1932年設立、機関誌『歴史と郷土』刊行）、「神奈川県郷土研究連盟」（1939年設立、機関誌『安思我里』・『相武研究』刊行）、「神奈川県史蹟めぐり同好会」（1939年設立）、「神奈川県郷土研究会」（1941年設立、機関誌『郷土神奈川』刊行）等が活動していた。そしてこれらの団体の主要なメンバーも、県調査会委員・県支部役員と重なっている。

こうした文化財の保存活動が展開するうねりの中、1941（昭和16）年3月16日、石野瑛が主として運営・担当する「神奈川県史蹟めぐり同好会」による茅ヶ崎市内の史蹟名勝めぐりと講演会が開催された。この時の内容は室生寺の阿弥陀三尊像⁽⁵⁾の見学が中心となり、夜の茅ヶ崎小学校で開催された講演会では、八幡義生・石野瑛・木島鄰による講演があった⁽⁶⁾。七堂伽藍跡は6月8日に改めて開催された史蹟めぐりで見学することとなった⁽⁷⁾。

この史蹟名勝めぐりは、県支部の活動の中心事業であった。県民の学習活動と健康増進を目的として、会員以外にも呼びかけられ、県下の神社仏閣・史蹟名勝天然記念物等の見学会が開催された。県の教育政策の一翼を担っていたことがわかる。石野が主として運営・担当した。第1回の開催は1932（昭和7）年2月のことで、弘明寺・室生寺・杉田方面に出かけている。1939（昭和14）年8月27日の第82回目において「神奈川県史蹟めぐり同好会」が組織された。1941（昭和16）年2月に第100回を数えるに至っている⁽⁸⁾。そして、史蹟名勝めぐりは同年10月より県支部主催から「神奈川県史蹟めぐり同好会」主催となった。

茅ヶ崎市で実施された3月16日及び6月8日の史蹟名勝めぐりは、同好会主催事業として実施されたものであり、3月16日の史蹟めぐりはその第101回、6月8日の史蹟めぐりは第104回にあたり、以後戦前期には1944（昭和19）年5月実施の第152回まで開催された。

石野は武相学園の創設者としても知られるが、当時神奈川県立横浜第二中学校（現、県立横浜翠嵐高校）教諭であり、県調査会委員、県支部役員でもあった。また県の保存行政や中等教育とも関わりを持ち、県下で幅広く考古学を中心とした

調査研究を進める在野研究者であった⁽⁹⁾。戦前期においては、地域の文化財の調査・保存は全国的にも見ても、新たな担い手である在野研究者達を中心に進められていた⁽¹⁰⁾。

活発に展開された県支部(後に神奈川県史蹟めぐり同好会)の史蹟名勝めぐりは、文化財の調査・保存を担当する県調査会の活動と共に、車の両輪として文化財の普及に重要な役割を果たしていたことがわかる。石野等が纏めた史跡めぐりの刊行物や報告を通じて、文化財が社会に紹介され、地域社会の多くの人々にその学術的な価値が浸透していく。七堂伽藍跡はこうした史蹟名勝めぐりや歴史講演会等の開催を通じて、関心の高まりを見せていった。

そうした中、次に述べる茅ヶ崎に生まれた鶴田栄太郎も石野等の活動に影響を大きく受けた一人であった。

3. 鶴田栄太郎の尽力による七堂伽藍跡碑の建設と地域文化財政策

(1) 神奈川県文化財政策の展開と社会的背景

建碑の7年前の1950(昭和25)年には文化財保護法が制定、文化庁の前身である文化財保護委員会が設置され、戦後の新たな文化財行政がスタートしている。また、1953(昭和28)年の月の輪古墳や1955(昭和30)年の横浜市南堀貝塚等、地域史を解明するために住民ぐるみで発掘する動きが現れ、「国民的考古学」運動とでもいうような新たな流れが生まれている時期でもある。

また、国民生活に関しては、1956(昭和31)年には日本経済は「もはや戦後ではない」とした経済白書が発表され、ダイニングキッチンの間取りの公団団地が出現する等、国民に戦後気分を決別を促した。この年から大型の神武景気が始まり、「三種の神器」が普及し、国民に中流意識を持たせると共に、物欲を目覚めさせていった。この頃日本人の平均寿命は63歳であった。

一方で、この頃、重化学工業の発展が目覚ましく、各地に臨海工業地帯が形成され、1956年には戦前の水準にまで生産力を回復させており、水俣病や大気汚染地域における公害ぜんそく患者の発生、イタイイタイ病患者の発見もこの時期である。こうした公害反対運動の住民運動が1960年代以降盛り上がるのに対し、遺跡保存運動はそれより早く1955(昭和30)年に始まっている。



写真2 鶴田栄太郎氏（左から二人目）（茅ヶ崎市教育委員会提供）

神奈川県文化財保護条例が1953（昭和28）年に制定されると、県内各自治体では1954年4月にいち早く小田原市が文化財保護条例を制定し、その後相模原市・平塚市・厚木市・箱根町・川崎市・愛川町・鎌倉市・藤沢市・南足柄町と1960（昭和35）年にかけて制定が続いた。茅ヶ崎市の条例制定は、建碑から3年後の1960（昭和35）年4月である。各自治体では文化財行政の推進と共に、歴史的な遺産を地域の文化財として保存と活用が図られる基盤が作られていった。神奈川県に文化財係が新設されるのは1960（昭和35）年で、この時文化財保護担当専門職員1名が配置されている。1965年の時点でも全国で8名しか配置されていないことから見ると、神奈川県は早い段階での配置であったことがわかる。県下市町村では1965（昭和40）年に川崎市における専門職員配置が最初のことであった。

（2）鶴田栄太郎と七堂伽藍跡碑の建設

1957年の建碑に尽力したのは、鶴田栄太郎であった（写真2）。鶴田は1888（明治21）年に茅ヶ崎市円蔵に生まれ、1968年に80歳でなくなっている。詳しい経歴は不明だが、戦前期には横浜に出て事業を起こしていたようである。前述した『相武研究』や『郷土神奈川』の編集に携わっており⁽¹¹⁾。神奈川県郷土研究連盟では副会長の要職にあった⁽¹²⁾。

前述の3月16日史蹟めぐりには他に家族4人と共に参加しており、鶴田自身も「茅ヶ崎の史蹟保存に就いて町民諸氏に訴ふ」を行う予定であったが、時間の関係



写真3 建碑式記念写真（1957（昭和32）年12月15日）（茅ヶ崎市教育委員会提供）

上行われなかった。6月8日にも自身と夫人と子供2人で参加している。この頃より茅ヶ崎市の郷土史について積極的な活動を開始する。第100回までに鶴田は88回の出席を数えている⁽¹³⁾。

1957（昭和32）年12月15日に建碑式は執り行われた（写真3）。「七堂伽藍跡碑建設の栞」によると、建立は「七堂伽藍跡遺跡保存会」名となっており、同会には下寺尾・香川・小出・堤等の地元を中心とする発起人142名の名前が刻まれている。遺跡である確かな証拠はなかったものの、語り継がれた地域の記憶に基づき建碑がなされたが、こうした地域社会での「由緒的価値」⁽¹⁴⁾ 顕彰により建碑に至ったことがわかる。

建碑に際し中心的な役割を果たしたのは碑文を作成した鶴田や、郷土会の塩川健寿等の郷土史家であった。「七堂伽藍跡」と揮毫したのは、当時の神奈川県知事内山岩太郎であった。この碑の存在が、地域社会に遺跡の存在を広く知らしめていった。下寺尾官衙遺跡群の国指定史跡への最初の一步が鶴田によって切り開かれていったのである。

その頃茅ヶ崎市では文化財保護条例もなく、専門職員の配置もない中、鶴田等の建碑に向かうエネルギーはどこからきたものであったのであろうか。文化財保

史跡の保存・活用の担い手と地域社会との関わり

護行政に関わる体制整備がないからこそ、反対に地域社会の人々の力の結集により建碑が成し遂げられたと言っても良いのではなかろうか。茅ヶ崎に最初の専門職員の配置がなされたのは、建碑から23年後の1980（昭和55）年のことであった。

おわりに

以上のように、下寺尾官衙遺跡群の概要を述べ、2つの画期を対象とし、該期の県下における文化財保護政策の展開を踏まえて、関連する社会を取り巻く状況等を振り返りながら、七堂伽藍跡の保存と活用をめぐる地域における担い手の動向について検討した。ここではそれらを簡単に要約し、最後に今後の史跡の整備活用に向けた文化財支援団体や地域社会との関わりについて言及し結論としたい。

戦前期における神奈川県文化財政策は、1916（大正5）年に「名勝旧蹟保存費補助規定」が制定され、1930（昭和5）年には「神奈川県史蹟名勝天然記念物調査会」が設置され、県下の史蹟名勝天然記念物の保存に努めていくことになり、各分野の組織的活動が活発化していく。彼らは専門の歴史研究者ではなく、中学校や高等学校の教員がほとんどで、郷土史等の分野に詳しい人物であった。同年に「史蹟名勝天然記念物保存協会神奈川支部」も設置され、両者は車の両輪として文化財の普及に重要な役割を果たした。こうした展開と軌を一にしていたのが、様々な郷土研究団体の活動である。団体のメンバーは、県調査会委員・県支部役員と重なっていることが特長であり、石野瑛もそうした一人であった。1941（昭和16）年3月16日、石野が主として運営・担当する「神奈川県史蹟めぐり同好会」による茅ヶ崎市内の史蹟名勝めぐりと講演会が開催された。七堂伽藍跡の見学は6月8日に行われた。七堂伽藍跡はこうした史蹟勝めぐりや歴史講演会等の開催を通じて、地域社会への関心の高まりを見せていった。

1950年には文化財保護法が制定され、戦後の新たな文化財行政がスタートした。神奈川県文化財保護条例が1953年に制定されると、県内各自治体でも制定が続き、茅ヶ崎市の条例制定は1960年4月であり、最初の専門職員の配置は1980年4月であった。こうした中で1957（昭和32）年12月15日に建碑式は執り行われた。この建碑に際し中心的な役割を果たしたのは碑文を作成した郷土史家であった鶴田栄太郎であった。文化財保護行政に関わる体制整備がないからこそ、反対に地

域社会の人々の力の結集により建碑が成し遂げられた。この碑の存在が、地域社会に遺跡の存在を広く知らしめていったことが理解できた。

現在、茅ヶ崎市においては「茅ヶ崎市郷土会」・「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館の会」・「茅ヶ崎市文化資料館と活動する会（考古部会）」・「小出地区まちぢから協議会 下寺尾遺跡部会」等をはじめとする多くの文化財団体が、保存と活用に関わる新たな担い手として、独自の調査・研究はもとより、まち歩きや・ワークショップ等の行事を中心とした下寺尾官衙遺跡群の活用に関わっている。さらに公・民・学の連携でまちづくりに取り組む「NPO 法人アーバンデザインセンター茅ヶ崎（UDCC）」といった NPO 法人の参画も見られる。こうした活発な活用への関わり状況から考えると、下寺尾官衙遺跡群の整備活用事業は、まさに地域社会の人々と史跡に関わる壮大な現在進行形の活用事例とも言えるだろう。

他地域においても、従来の行政主導の文化財の保存・活用から、NPO ゲートシティ多賀城（多賀城市）（脇坂 2011）、NPO 法人滝山城跡群・自然と歴史を守る会（八王子市）・NPO 法人小石川後楽園庭園保存会（文京区）（法政大学多摩シンポジウム実行委員会編 2012）等新たな文化財支援団体による文化財の保存・活用が積極的に推し進められている事例を挙げることができる。いずれも地域の文化財の保存・活用あるいは管理等に積極的に関わる文化財支援団体である。また、行政主導ではあるものの、ボランティア活動による積極的な参加が見られる相模原市文化財調査・普及員制度も展開している（須田 2014a）1990 年代以降の文化財政策は、文化財の保護を「地域づくり」との関係に重点を置き、史跡の活用と地域づくりという視点も重要なテーマとなっている。下寺尾官衙遺跡群に関わる文化財団体の活動も、そうした動向の中で捉えることができるだろう。

これらの文化財団体は、現在文化財保護が行政主導で行われ、文化財保護条例制定や専門職員の配置等により体制が整備されてきている中で、自分が暮らす地域への関心の高まりと共に、自分達も文化財に積極的に関わろうとする地域社会の人々の熱い思いにより支えられている。

茅ヶ崎市では豊かな歴史・自然環境・文化等の都市資源を活用したエコミュージアム活動として「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館」事業が展開しており、下寺尾官衙遺跡群にほど近い堤に新文化資料館が建設されようとしている。こうした財産を活かし、地域の先人達の保護の担い手の熱い思いを胸に秘めながら、

史跡の保存・活用の担い手と地域社会との関わり

茅ヶ崎市にふさわしい史跡のあり方を行政・地域社会の人々と共に考え、パートナーシップを着実に構築しながら、市民の下寺尾官衛遺跡群に育てて頂くことを期待したい。

最後になりましたが、記念シンポジウムでの発表の機会を与えて頂いた茅ヶ崎市教育委員会、掲載図版等でお手を煩わせた大村浩司氏（茅ヶ崎市教育委員会）に感謝申し上げます。

注

- (1) 七堂伽藍跡建碑 60 周年記念において、建碑の意義や背景、その後の調査・保存の歩みについて纏められた『七堂伽藍跡碑－石碑に込めた想い－』（茅ヶ崎市教育委員会編 2017）が刊行されている。
- (2) このような視点からの研究は管見のかぎり、ほとんど行われていない。先行研究としては、かつて筆者が上梓した『遺跡保護行政とその担い手』（須田 2014b）を挙げることができる。同書では、制度、人物、国、地方という 4 つの事象を、戦前期・戦後期・現代という 3 時期の中で論じ、それらの相互作用に論及し、在野研究者の研究・教育活動が地域社会の中で受容され、その結果として地域の遺跡保護政策に影響を及ぼすことを、神奈川県を事例にまとめたものである。
- (3) 遺跡の概要は大村（2015）及び茅ヶ崎市教育委員会編（2015）によった。
- (4) 神奈川県の文化財政策の展開については、須田（2014b）を参照した。
- (5) 室生寺の阿弥陀三尊像は、1959（昭和 34）年 6 月に重要文化財に指定されている。
- (6) この時の史蹟巡りの内容は、1941（昭和 16）年 8 月刊の「相模茅ヶ崎史観」と銘打った『相武研究』第 10 年第 8 号の「会報」欄に掲載されている。
- (7) 第 104 回の史蹟巡りについては、『相武研究』第 10 年第 8 号の「会報」欄に掲載されている。
- (8) 1941（昭和 16）年 4 月刊の『相武研究』第 10 年第 4 号は、「相武郷土熱愛録 史蹟めぐり第百回記念誌」と銘打ち、「史蹟名勝めぐり一覧」として、100 回分の開催「年月日」、「方面」、「史蹟・名勝・社寺」とした訪問先、「摘要」が一覧表の形で掲載されている。

- (9) 神奈川県内での石野瑛の活動については、須田（2014b）を参照のこと。
- (10) 石野と共に神奈川県内の研究・保存活動を活発に行った人物として赤星直忠を挙げるができる。赤星の活動については須田（2014b）を参照のこと。
- (11) 茅ヶ崎市文化資料館で開催された特別展「七堂伽藍跡碑－石碑に込めた想い－」の記念講演会として2017年11月18日に行われた、岡本孝之による「七堂伽藍跡碑と鶴田栄太郎」の配布資料による。
- (12) 『相武研究』第10年第4号の「役員」欄に掲載されている。
- (13) 『相武研究』第10年第8号の「史蹟めぐり第百回までの参加数」欄に掲載されている。
- (14) 由緒の価値とは、概念を設定した齋藤智志によれば、「史蹟に関わると想定された歴史上の事績や偉人の由緒に見出される価値」とされる（齋藤2015）。

参考文献

- 大村浩司 2015 「下寺尾官衙遺跡群の調査と保存－相模国高座郡衙と下寺尾廃寺（七堂伽藍跡）－」『日本歴史』811
- 大村浩司 2018 「七堂伽藍跡碑に見る文化財保護の歩み」『文化資料館調査研究報告』27 茅ヶ崎市文化資料館
- 岡本勇 1978 「七堂伽藍跡を掘る－茅ヶ崎市下寺尾遺跡調査概報－」『茅ヶ崎市史研究』3
- 財団法人かながわ考古学財団 2003 『下寺尾西方A遺跡』かながわ考古学財団調査報告157
- 齋藤智志 2015 『近代日本の史蹟保存事業とアカデミズム』法政大学出版局
- 下寺尾寺院跡研究会編 1997 『下寺尾寺院跡の研究』茅ヶ崎市教育委員会
- 須田英一 2014a 「史跡・博物館の活用と地域住民の参加意識－相模原市文化財調査・普及員のアンケート調査から－」『相模原市文化財年報 平成25年度の成果』相模原市教育委員会
- 須田英一 2014b 『遺跡保護行政とその担い手』同成社
- 須田英一 2017 「七堂伽藍跡とその保護の担い手－戦前・戦後期の遺跡保護行政との関連から－」茅ヶ崎市教育委員会編『七堂伽藍跡建碑60周年記念事業シンポジウム 未来につなぐ文化財－七堂伽藍跡碑に込められた想い－ 資料

史跡の保存・活用の担い手と地域社会との関わり

集』茅ヶ崎市教育委員会

茅ヶ崎市教育委員会編 2015 『国指定史跡 下寺尾官衙遺跡群－高座郡衙・下寺尾廃寺（七堂伽藍跡）－』茅ヶ崎市教育委員会

茅ヶ崎市教育委員会編 2017 『七堂伽藍跡碑－石碑に込めた想い－』茅ヶ崎市教育委員会

法政大学多摩シンポジウム実行委員会編 2012 『文化遺産の保存活用とNPO』岩田書院

馬場憲一 2001 「日本における文化遺産の活用と地域づくり－1990年代の文化財政策との関わりの中で－」『現代福祉研究』創刊号

馬場憲一 2011 「史跡の保護と地域社会との関わり－国史跡澁山城跡を事例として－」『日本歴史』752

脇坂圭一 2011 『NPO ゲートシティ多賀城をとおした歴史都市・多賀城のまちづくり』NPO ゲートシティ多賀城